

次世代交通ビジョンおきなわ

【第3回 有識者会議】

～ 有識者会議設置要綱の改正 ～

令和8年5月27日
沖縄県 交通戦略推進課

令和8年3月26日(木)に開催された次世代交通ビジョンおきなわ策定本部において、本ビジョンの正式名称が決定したこと、および県の組織改編に伴う事務局の変更があったことを踏まえ、有識者会議設置要綱について改正を行った。

改正後	改正前
次世代交通ビジョンおきなわ_____策定に関する有識者会議設置要綱	次世代交通ビジョンおきなわ(仮称)策定に関する有識者会議設置要綱
(趣旨) 第1条 この要綱は、次世代交通ビジョンおきなわ_____策定本部設置要綱(令和7年7月11 日本部長決定)第7条第2項の規定に基づき、有識者からの意見を聴取するため、次世代交通ビジョンおきなわ_____策定に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。	(趣旨) 第1条 この要綱は、次世代交通ビジョンおきなわ(仮称)策定本部設置要綱(令和7年7月11 日本部長決定)第7条第2項の規定に基づき、有識者からの意見を聴取するため、次世代交通ビジョンおきなわ(仮称)策定に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。
(庶務) 第5条 有識者会議の庶務は、企画部交通戦略推進課において処理する。	(庶務) 第5条 有識者会議の庶務は、企画部交通政策課_____において処理する。